

## 警戒レベル第4段階時における「発熱や風邪症状がある児童」への対応について

平素より、本校における感染症対策の推進へのご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本県においては、令和3年4月12日から警戒レベルが第4段階に引き上げられることとなり、年度末から新型コロナウイルス感染症新規感染者数等が増加や、児童生徒等の感染者数等も増加傾向にあります。本市においても同様の状況です。昨日づけで、市教委の対応方針が示されており、その方針に即して、以下の対応をお願いいたします。

尚、マスク着用、手洗いの徹底等、引き続き感染防止対策の徹底もよろしくお願い致します。

### 記

#### 【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置とする。

#### 1 対象

地域の感染レベルが3の学校 ※4.14日現在 与勝地区は 3-②

#### 2 期間

本県の警戒レベル第4段階終了日まで

#### 3 対応方法

(1) 上記理由で学校を休む場合や早退させる場合は、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願い致します。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認し、その指示に従って下さい。  
「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認してください。また、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」とします。

(3) 受診しなかった児童生徒等への対応について

発熱等の風邪症状がみられる場合は、原則として医療機関の受診を勧めることとしますが、受診しなかった児童については、2の期間は、下記の対応を致します。

再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。

(4) コロナ感染の疑いがある場合(濃厚接触者)は、1週間程度、発熱などの症状が出ないことを確認して、保健所の指示に従って登校の判断を行って下さい。

※ 令和2年12月25日付け教人第1496号「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」P.2の2.(1)③を参考に作成

※ 上記期間は「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」

※ 上記は、令和3年4月14日付け教指第13011号本『県警戒レベル第4段階時における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について(依頼)』に沿って示してあります。